

令和7年度浜中町一般廃棄物処理実施計画

この計画は、浜中町一般廃棄物処理計画の実施のために必要な令和7年度の事業について定めることを目的とする。

I 一般廃棄物処理の基本的事項

1. 処理区域 浜中町全域
2. 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
3. 処理対象 ごみ、し尿、浄化槽汚泥等
4. 処理人口 5,149人（令和7年3月末）

II ごみ処理実施計画

1. 処理計画量

1-1 一般廃棄物処理計画量

（単位：トン／年）

収集主体	計画収集量	内 訳	計画処理量
委 託	1, 9 2 1	燃えるごみ	1, 0 6 4
		燃えないごみ	1 6 4
		資源物	4 4 2
		有害なごみ	3
		粗大ごみ	2 4 8

2. 一般廃棄物の排出抑制等ごみ減量化の方策

2-1 排出抑制の促進

項目	概要
広報はまなかでの啓発活動	ごみの減量化、ごみの分別、4 R及びリニューアブルの推進に関する事など、広報誌による啓発を行う。
出前講座の開催	学校等を対象に、ごみの減量化や再資源化等に関する講習を行う。

2-2 ごみの減量・資源化の促進

項目	概要
資源物リサイクル活動奨励交付金制度	地域内から発生する資源物のリサイクル活動を奨励し、ごみの資源化及び減量化をより一層促進するため、自治会・町内会が実施する資源物回収活動に対する交付制度を実施する。
簡易コンポスター斡旋活動	浜中町と自治会連合会(コミュニティ運動委員会)は、地域の環境衛生実施運動を推進するためのごみの減量化対策として、簡易コンポスター等の斡旋活動を実施する。
缶・ペットボトルの資源化	缶・ペットボトルの分別収集を実施し、厚岸町不燃物処理施設で選別後、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。
紙類の資源化	新聞・雑誌・紙類、紙パック、段ボールの分別収集を実施し、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。
容器包装プラスチックの資源化	容器包装プラスチックの分別収集を実施し、指定法人へ引渡し、資源化を図る。
乾電池・蛍光灯の資源化	民間事業者に資源化処理を委託し、リサイクルに努める。
小型家電の資源化	小型家電製品は、燃やせないごみとして分別収集されたものの中からピックアップ回収を行い、国の認定事業者に資源化処理を委託し、リサイクルに努める。
廃食用油の資源化	家庭から排出される使用済み食用油の分別収集を実施し、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。
金属類の資源化	家庭から排出される金属製品や粗大ごみの中から金属類を回収し、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。
燃えないごみ・粗大ごみからの資源回収	燃えないごみ・粗大ごみには、鉄などの有用かつ回収が容易な資源が含まれています。このため、引き続き、資源の選別・回収を行います。
金属類の資源化	家庭から排出される金属製品や粗大ごみの中から金属類を回収し、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。

2-3 その他

項目	概要
適正排出の指導	分別が不適正な者に対して、注意票(レッドカード)による指導を行う。

3. 収集運搬

3-1 ごみの排出方法

ごみの分別区分は、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物の5区分です。資源ごみは、さらに14種類の品目に細区分しています。

平成18年度から指定ごみ袋制度を導入し、燃えるごみ・燃えないごみについて有料化を行っています。また、粗大ごみについても処理券による有料化を行っています。有害ごみ・資源物は無料収集で、中身の見える透明袋もしくは半透明袋などに入れて排出します。

3-2 収集運搬方法

家庭から排出されるごみは戸別収集を実施しています。なお、粗大ごみについては事前申込制による戸別収集としています。収集運搬の形態は委託です。

3-3 事業系ごみの取扱い

事業系ごみの処理責任は、排出事業者にあります。しかし、浜中町内には最終処分の許可業者がないことから、事業者が自ら処理できない場合は、町のごみ処理施設へ搬入し処理を依頼します。なお、一部は町による収集運搬をしています。

3-4 ごみの分別区分・排出方法

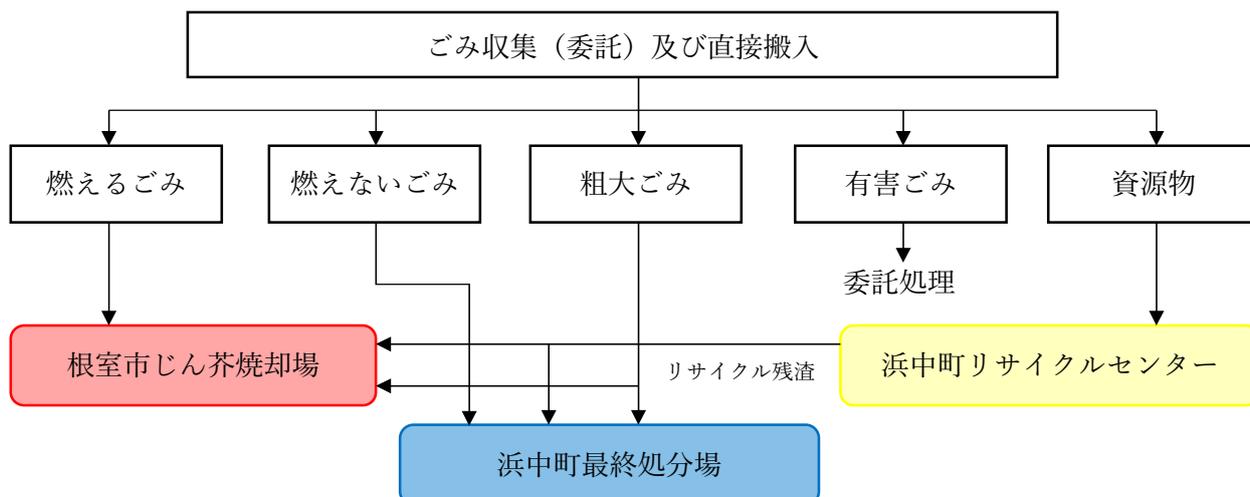
分別区分		収集頻度	排出方法	
① 燃えるごみ		週 1 回 ※7~9 月は週 2 回の区 域あり	指定ごみ袋	
② 燃えないごみ		月 1 回	指定ごみ袋	
③ 有害なごみ		月 1 回	透明袋もしくは半透明袋	
④ 粗大ごみ		月 1 回	事前申込制、処理券	
資源物	⑤空缶	月 2 回もしくは月 1 回	透明袋もしくは半透明袋	
	⑥空きビン	月 2 回		
	⑦ペットボトル	月 2 回		
	紙類	⑧その他紙容器 (雑紙)	月 2 回もしくは月 1 回	紙やビニールのひもで十 字に縛る
		⑨紙パック (牛乳パック等)	月 2 回もしくは月 1 回	
		⑩段ボール	月 2 回もしくは月 1 回	
		⑪新聞	月 2 回もしくは月 1 回	
		⑫雑誌	月 2 回もしくは月 1 回	
	プラス チック 容器	⑬プラスチック容器	月 2 回もしくは月 3 回	透明袋もしくは半透明袋
		⑭白色トレイ	月 1 回	
		⑮発泡スチロール	月 1 回	縛る
	⑯廃食用油		月 2 回	購入容器もしくはペット ボトル
	⑰衣類		月 2 回	透明袋もしくは半透明袋
⑱スプレー缶 (カセットボンベ含む)		月 1 回	中身を使い切るもしくは ガス抜きを行う	

4. ごみ処理

4-1 処理主体

種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	町 (委託)	根室市 (委託)	焼却	根室市 (委託)	埋立
燃えないごみ		町 (直営)	選別	町 (直営)	埋立
有害ごみ		民間	資源化	—	—
粗大ごみ		町 (直営)	破碎	町 (直営)	埋立
資源物		町 (直営)	選別・減容	民間	資源化

4-2 ごみ処理フロー



5. 処理施設、受入時間及び受入休業日

5-1 中間処理施設

名称	浜中町リサイクルセンター
所在地	浜中町茶内東 5 線 48 番地
処理対象物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類
処理能力	2.2 t / 日
処理方法	選別、圧縮・梱包、保管
供用開始	平成 12 年 4 月
受入時間等	月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 休業日：土・日・祝日、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

5-2 最終処分場

名称	浜中町廃棄物最終処分場
所在地	浜中町茶内東 5 線 46 番地
敷地面積	22,190m ²
埋立面積	9,920m ²
埋立容量	43,300m ³
埋立構造	準好気性埋立、サンドイッチ方式
供用開始	選別、圧縮・梱包、保管
付帯設備	平成 12 年 4 月
受入時間等	月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 休業日：土・日・祝日、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

III 生活排水処理実施計画

1. 生活排水処理体制

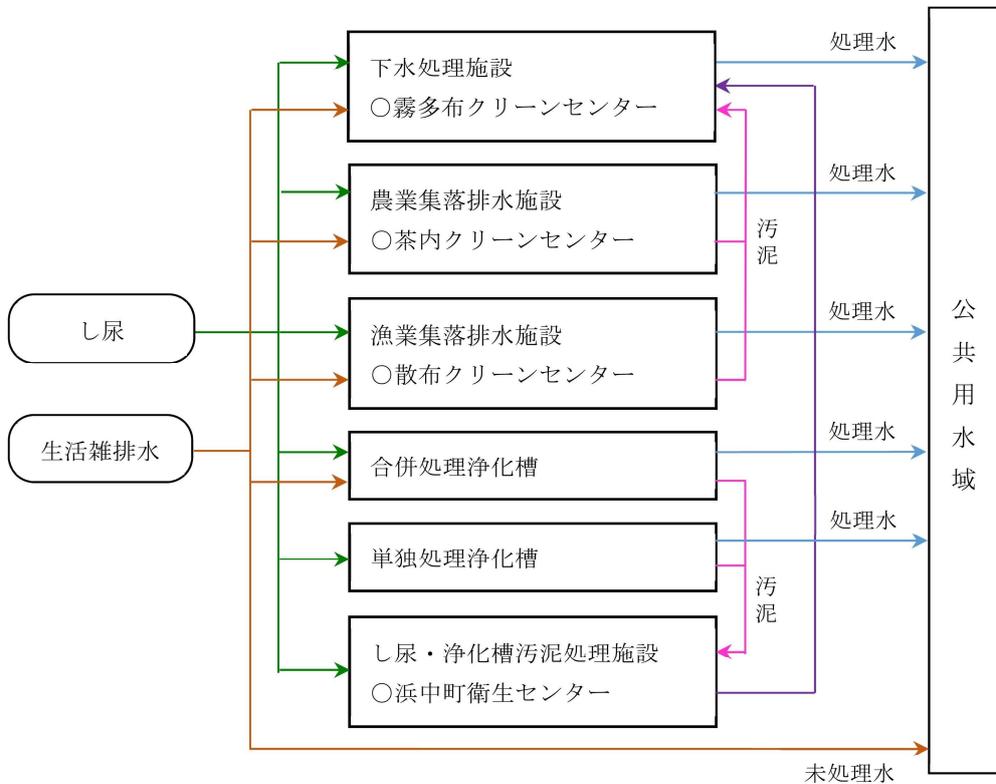
1-1 し尿・生活雑排水処理体制

生活排水は、日常生活において家庭から排出される汚水をし尿と生活雑排水（台所・風呂等から生じる排水）に分けられます。

浜中町では、公共下水道を中心に、農業集落排水施設・漁業集落排水施設・合併処理浄化槽により生活排水処理を行っており、それらの処理水は河川などの公共用水域に排出しています。

し尿及び浄化槽汚泥は、浜中町衛生センターで希釈した後に下水道放流し、霧多布クリーンセンターにおいて処理しています。

1-2 生活排水処理フロー



2. し尿及び浄化槽汚泥等

2-1 処理計画量

(単位：キロリットル／年)

種類	計画搬入量
し尿	1, 143
浄化槽汚泥	916
計	2, 059

3. し尿及び浄化槽汚泥等処理施設

3-1 特定環境保全公共下水道の概要

対象地域	霧多布地区
計画区域	217ha
計画人口	2,600 人
処理能力	1,530m ³ /日
処理施設	処理施設
処理施設	霧多布クリーンセンター
処理方式	オキシデーションディッチ法
供用開始	平成 11 年度

3-2 農業集落排水施設の概要

対象地域	茶内地区
計画区域	71ha
計画人口	1,630 人
処理能力	480m ³ /日
処理施設	処理施設
処理施設	茶内クリーンセンター
処理方式	オキシデーションディッチ法
供用開始	平成 16 年度

3-3 漁業集落排水施設の概要

対象地域	火・丸山・藻散布地区
計画区域	23ha
計画人口	760 人
処理能力	240m ³ /日
処理施設	処理施設
処理施設	散布クリーンセンター
処理方式	オキシデーションディッチ法
供用開始	平成 21 年度

4. し尿・浄化槽汚泥の処理

4-1 収集運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、委託により行っています。収集したし尿・浄化槽汚泥は、浜中町衛生センターに搬入します。

4-2 処理

し尿及び浄化槽汚泥は、浜中町衛生センターにおいて希釈等を行います。希釈水として、浜中町廃棄物最終処分場において発生する浸出水及び河川水を使用します。

希釈後は下水道放流し、霧多布クリーンセンターにおいて処理します。

4-3 浜中町衛生センターの概要

名称	浜中町衛生センター
所在地	浜中町茶内東 5 線 36 番地
敷地面積	4,800m ²
処理能力	67.5m ³
処理方法	希釈等＋下水道放流
供用開始	平成元年 7 月